

# **眼科支援医療機器一式**

## **仕様書**

**地方独立行政法人 桑名市総合医療センター**

## 1. 調達物品名及び構成内訳

### 1) 眼科支援医療機器一式

詳細な内訳は別紙「構成一覧表」を参照すること。

### 2) その他

上記一式の・据付・配管・配線及び調整を含む。(詳細については、「装置本体性能等・技術的要件以外の要件」に示す。)

## 2. 技術的要件の概要

1) 本調達物品に係る要求要件は、別紙の構成一覧表に示すとおりである。

2) 要求要件は桑名市総合医療センターが必要とする最低限の要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には、不合格となり、落札決定の対象から除外する。

## 3. その他

### 1) 仕様に関する留意事項

入札機器のうち薬機法に基づく製造承認が必要な医療用具に関しては、その承認を得ているものであること。

上記以外の機器に関しては、入札時点で製品化されていること。

### (装置本体性能等・技術的要件以外の要件)

#### 1-1 設置条件等

##### 1-1-1 設置場所

1-1-1-1 桑名市総合医療センター担当者と協議の上、設置すること。

##### 1-1-2 搬入、据付、配線、配管、調整

1-1-2-1 設置据付に起因する室内改修等が必要な場合は、納入業者の負担で必要な措置を行うこと。

1-1-2-2 計画している空調設備以外に、特に空調設備が必要な場合は納入業者によって設置すること。

1-1-2-3 装置の搬入、据付、配線、配管、調整、撤去、既存設備との接続がある場合については、病院運用に支障をきたさないよう納入業者の責任において必要な措置を講じること。

1-1-2-4 装置の現場内設置から使用開始までの養生管理は納入業者側の負担で行うこと。

1-1-2-5 装置に関し、必要な場合には耐震対策を講じること。

#### 1-2 保守体制等

1-2-1 保守体制は以下の要件を満たすこと。

1-2-1-1 装置が正常に作動するように、納入日より1年間は無償で点検、調整を行うこと。

1-2-1-2 装置の運用を円滑に実現するための技術的サポート体制が整備されていること。

##### 1-2-2 保証期間

1-2-2-1 導入後1年間は、通常の使用により故障した場合の無償修理に応じること。

##### 1-2-3 障害時支援体制等

1-2-3-1 障害時において、復旧のため通報を受けてから速やかに対応できる体制が整っていること。

#### 1-3 その他

##### 1-3-1 教育体制等

1-3-1-1 稼働に当たり、落札業者の負担にて桑名市総合医療センターに操作説明員を派遣し、関係者への教育訓練を行うこと。また、その後必要に応じて派遣又は電話対応等の体制を確保すること。

1-3-2 取扱説明書・添付文書・操作マニュアル等

1-3-2-1 取扱説明書・添付文書は各装置について、PDFデータも別途提供すること。

1-3-2-2 操作マニュアルは各装置について、日本語版を提供すること。

1-3-3 落札から納入までの間に装置の仕様変更やソフトウェア等のバージョンアップがあった場合には、桑名市総合医療センターと協議のうえ、最新の仕様にて引き渡すこと。

1-3-4 本仕様書に記載されていない事項等、業務上の疑義が生じた場合は、桑名市総合医療センターと別途協議のうえ、その指示に従うこと。